

宮城県ものづくり基本計画

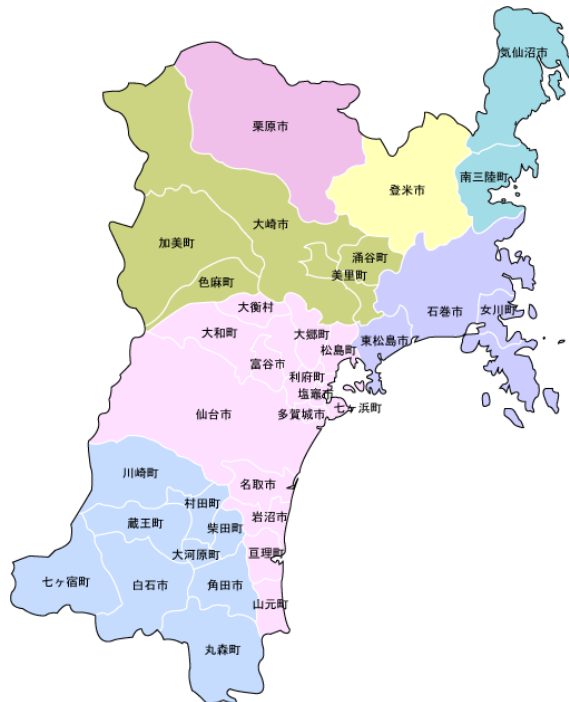
1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

設定する区域は、宮城県（仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町）の行政区画とする。

なお、設定する区域は、平成 29 年 10 月 1 日現在の行政区画により表示したものである。自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区内特別保護地区、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、自然公園法に規定する県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地については除外する。本区域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法に規定する県自然環境保全地域、国内希少野生動植物種の生息・生育域を含むものであるため、「８ 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

概ねの面積は 728, 229 ha 程度である。



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

宮城県は、日本の首都東京から 300km 北東、東北地方の中心に位置している。東は太平洋に面し、豊かな漁場と日本三景の一つ松島をはじめとする風光明媚な観光地などに恵まれており、西には蔵王・船形・栗駒などの山々が連なり、中央部には国内有数の穀倉地である仙台平野が広がっている。

インフラの整備状況としては、東北自動車道を基軸にして、仙台都心部を取り囲むように仙台都市圏高速環状ネットワーク（仙台北部道路、仙台東部道路、仙台南部道路）が整備され、三陸自動車道や常磐自動車道、国道 4 号との接続によって、県内各地や首都圏等への円滑なアクセスが確保されている。また、宮城県内の三陸自動車道は令和 2 年度までに全線が開通し、みやぎ県北高速幹線道路も令和 3 年度に全線が開通予定であることから交通アクセスがより向上する。さらに、平成 28 年 7 月に民営化された仙台空港や、仙台塩釜港のうち、仙台港区・塩釜港区・石巻港区が東北の産業を支える物流拠点として整備されており、鉄道網として南北を縦断する J R 東北新幹線や東北本線等も整備されている。

県内の人口は、少子高齢化や東日本大震災の影響等により、直近 5 年間で平成 22 年の 2,348,165 人（国勢調査）から平成 27 年の 2,320,760 人（推計人口）へ 27,405 人、約 1.2% 減少しており、前回国勢調査時点（平成 22 年、12,053 人、約 0.5% 減少）よりも減少幅が拡大している。本県には東北大学をはじめとする多くの大学が所在しており、国内のみならず海外からも優秀な人材の流入が続いているものの、これら大学等卒業者の県内企業への就職決定（内定）者数は 42.2%（令和元年度就職者）に止まる状況であり、東京圏を中心とした県外転出割合が高い。

産業については、漁港周辺に多く見られる水産物加工業を中心とする食品製造業や漁船製造・修理業、高度成長期に進出・成長した電子部品製造業が基幹業種として発展してきた。また、近年は平成 23 年に完成車組立工場が立地したことにより、関連する自動車用部品製造工場の集積が進んでいるほか、既存の県内企業による医療・健康関連産業、環境関連産業、航空宇宙関連産業への参入も進んでいる。また、製造業を中心とした産業の集積及び交通インフラの整備により物流関連産業についても県内への立地が進んでいる。

なお、本県の製造業の付加価値額は、平成 30 年に 1 兆 2,416 億円となっており、そのうち、電子部品・デバイス・電子回路製造業が 3,005 億円で 24.2%、輸送用機械器具製造業が 1,191 億円で 9.6%、生産用機械器具製造業が 1,318 億円で 10.6%、電気機械器具製造業が 493 億円で 4.0%、食料品製造業は 1,784 億円で 14.3% となっている。物流関連産業の付加価値額は、平成 27 年に 2,026 億円となっている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本県は、県政運営の基本指針である「宮城の将来ビジョン」に基づき、自動車関連産業や高度電子機械産業等の経済波及効果の高く、質の高い雇用の拡大に大きく貢献する業種や東日本大震災で大きな被害を受けた宮城県の基幹産業である食品製造業を中心とした、地域経済の核となる拠点企業等の戦略的な誘致の推進と企業間ネットワークの強化促進を通じて、地域経済を力強くけん引するものづくり産業の振興に取り組んできた。また、みやぎ産業振興機構等の産業支援機関と連携した県内製造業の技術力の向上、経営の高度化、営業力やマー

ケティング機能の強化及び生産性の向上に向けた総合的な支援も実施した。

これまでの取組については、電子部品・デバイス・電子回路製造業、及び輸送用機械器具製造業の付加価値額が、震災前の平成 22 年から平成 30 年にかけてそれぞれ 1,594 億円（113.0%）、750 億円（170.0%）と増加しており、自動車関連産業、高度電子機械産業の復興が着実に進んでいる。また、震災で甚大な被害を受けた食品製造業についても震災前の平成 22 年から平成 30 年にかけて 351 億円（24.5%）増加しており、震災前以上に回復している。製造業を支える物流業については平成 23 年から平成 27 年にかけて 617 億円（44.8%）増加しており、製造業とともに発展してきている。

「宮城の将来ビジョン」による取組は着実に成果を上げてきたが、令和 3 年度からはじまる「新・宮城の将来ビジョン」についても、ものづくり産業の更なる発展に向け、企業誘致・集積を進めるとともに、AI・IoT など先進的技術を活用した製品の高付加価値化を推進していくこととしている。

今後は、自動車関連産業や高度電子機械産業、食品製造業のほか、医療・健康関連産業、環境関連産業、航空宇宙関連産業といった技術革新の進展や市場拡大が期待される分野における設備投資への支援や技術開発、製品開発への取組支援を行い、企業魅力度の高い県として安定した質の高い雇用の確保を目指す。併せて、製造業を支える物流関連産業を支援し、物流業の発展を促すことで上記産業の更なる集積及び発展に取り組む。

（２）経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
促進区域内における地域経済牽引事業による付加価値増加額	一百万円	48,000 百万円	—

（算定根拠）

- ・本県における 1 事業者あたりの平均付加価値額（平成 26 年、30 人以上の事業所、平成 29 年 12 月の計画策定時の地域経済牽引事業に関連する業種）は 1,600 百万円となっている。
- ・促進区域内における地域経済牽引事業を 20 件創出し、これらの地域経済牽引事業者が 1.5 倍の経済波及効果を与えることで、計画期間内に 48,000 百万円（1,600 百万円×20 件×1.5）の増加を目指す。
- ・平成 26 年における関連業種の付加価値額（855,200 百万円）のうち 48,000 百万円は約 5.6%を占めており、地域経済に与える影響が大きい。

※令和 3 年 3 月の計画変更において、食品製造業及び物流関連産業の活用戦略の追加に伴い、これらの業種も含めて最新の統計で経済的効果の目標を算定した結果、58,950 百万円となった。他方で、新型コロナウイルス感染症の影響が製造業等に広がっており、今後の景気動向に不透明感があるため、付加価値増加額の目標の変更は行わず、平成 29 年 12 月に策定した目標を据え置くこととする。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の創出件数	一件	25 件	－％

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値額増加分 5,049 万円を上回ること。

(算出根拠)

宮城県の 1 事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成 24 年））

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進進区域内に所在する事業者の売上げが開始年度比で 3.0%増加すること

②促進区域内に所在する事業者の雇用者数が一事業所あたり 4 人増加すること

③促進区域内に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 2.5%増加すること

なお、(2) 及び (3) については、地域経済牽引事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合には、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

以下の区域を重点促進区域として指定する。なお、大字については別表のとおり。

【重点促進区域 1】

仙台市：仙台港周辺地区、泉パークタウン、泉インターシティ、松原工業団地、南吉成リサーチパーク、茂庭地区、東部の工業専用地域・準工業地域

石巻市：下釜南部地区、魚町地区、工業港地区、上釜南部地区、須江地区 1、須江地区 2、石巻トゥモロービジネスタウン、湊西地区、鎮守大橋周辺地区

気仙沼市：新月地区、松岩・面瀬地区、赤岩港水産加工団地、本吉町小泉地区、本吉町坊の倉地区、唐桑町大沢地区

名取市：名取市域の一部

角田市：西小坂工業用地、岡工業用地、前原工業用地、駅西口工業団地及び周辺地域、中島工業団地、町田・野田前工業用地

多賀城市：さんみらい多賀城・復興団地、仙台港背後地、多賀城市工場地帯

岩沼市：吹上工業団地、岩沼臨空工業団地、仙台空港フロンティアパーク、二の倉工業

団地

登米市：長沼工業団地、長沼第二工業団地、登米インター工業団地

栗原市：築館インター工業団地、若柳金成インター工業団地、上在工業団地、高清水地区、新田沢工業団地、第2新田沢工業団地、金成工業団地

東松島市：グリーントウンやもと工業団地、大曲浜地区産業用地、赤井南地区、大曲地区、大曲南浜地区、小野地区、野蒜地区

大崎市：大崎市古川地域の一部、大崎市岩出山地域の一部、大崎市三本木地域の一部、大崎市松山地域の一部、大崎市鹿島台地域の一部、大崎市田尻地域の一部、北原工業団地及び周辺地域、桜ノ目工業団地、石田工業団地、上中目工業団地、八幡前工業団地、宮城平工業団地、三本木工業団地、鶴田工業団地、広岡台工業団地、山葵沢工業団地、山谷工業団地

富谷市：高屋敷工業団地、成田二期北工業団地

村田町：村田工業団地

丸森町：大内空久保地区、寺内・金山工場団地、館矢間山田工場団地、館矢間山田地区、館矢間洞場・鳥内地区、宮ノ脇・作田地区、田町北・川前地区、和田西地区、石倉地区、坪石地区、除北地区、小斎北向地区、小斎京壇・松崎地区、金山南部・大内北部地区

亘理町：亘理中央地区工業団地

大和町：第一仙台北部中核工業団地、大和リサーチパーク

大衡村：第一仙台北部中核工業団地、第二仙台北部中核工業団地

色麻町：色麻町大原地区工場適地

加美町：木伏工業団地、黒松工業団地、雁原工業団地、鳥屋ヶ森工業団地、孫沢工業団地、菜切谷工業団地、小泉地区、菜切谷中野地区、下野目地区

涌谷町：黄金山工業団地

美里町：北浦二又下地区、青生柳原地区、南小牛田坪下地区、二郷佐野地区、二郷高玉地区、中坪高畑地区、練牛地区

概ねの面積は 5,034 ha 程度であり、未利用地は 153 ha 程度となっている（平成 28 年度工場適地調査）。

【重点促進区域 2】

大崎市：三本木 SIC 東部工業団地

概ねの面積は 6 ha 程度であり、区域全体が未利用地となっている。

【重点促進区域 3】

富谷市：成田南工業団地、高屋敷西工業団地

概ねの面積は 42 ha 程度であり、区域全体が未利用地となっている。

【重点促進区域 4】

大郷町：新川内工業用地

概ねの面積は 2 ha 程度であり、区域全体が未利用地となっている。

【重点促進区域 5】

丸森町：耕野羽拔地区

概ねの面積は 1 ha 程度であり、区域全体が未利用地となっている。

【重点促進区域 6】

白石市：（仮称）白石中央工業団地

概ねの面積は、40ha であり、区域全体が農用地区域である。

【重点促進区域 7】

美里町：関根字新苗代江地区、堤筒地区

概ねの面積は 18 ha 程度であり、農用地区域は 1 ha 程度である。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、自然環境保全法に規定する県自然環境保全地域、自然公園法に規定する県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域は、本重点促進区域には存在しない。

本地域における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、重点促進区域 1 における当該港湾計画に関連した重点促進区域を設定するにあたっては、同計画との調整を図るものである。また、重点促進区域 6 の（仮称）白石中央工業団地、重点促進区域 7 の関根字のうち堤筒地区は農業振興地域整備計画における農用地区域を含んでおり、当該計画においては優良農地を可能な限り保持することとしている一方、兼業農家や委託農家の就業の場として積極的に企業の導入を推進し、雇用機会を拡大し、安定就業及び地域経済の活性化を促進することとしていることから、これらの方針とも調和したものである。

（2）区域設定の理由

【重点促進区域 1】

当該区域は、旧企業立地促進法に基づく本県の基本計画における重点促進区域、または東日本大震災復興特別区域法に基づく宮城県復興推進計画における復興産業集積区域に位置付けられており、高い技術力を有する自動車関連産業や高度電子機械産業の企業が立地しているほか、空き区画においては既存企業による工場拡張関連サプライヤーの集積が見込まれているため、重点促進区域に設定することとする。

なお、当該区域のほとんどは、旧企業立地促進法第 10 条第 1 項、または東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に基づき、市町村において条例を制定している区域であり、今後においても準則条例を制定し緑地率等の緩和を行おうとする区域である。

【重点促進区域 2】

大崎市においては、高度電子機械産業をはじめ高い技術力を有する企業が集積しているが、既存の工業団地はすでに空き区画がなく、市では当該区域を工業団地として造成中であることから、重点促進区域に設定することとする。

なお、大崎市は旧企業立地促進法第 10 条第 1 項の規定に基づく条例を制定しており、今後、当該区域においても緑地率等の緩和を行う。

【重点促進区域 3】

当該区域は、第 7 回の仙塩広域都市計画区域の見直し対象となっており、見直し後も市街化調整区域（一般保留地区）として位置付けられる見込みである。具体的な企業からの引き合いがあった場合には工業用地として即時に整備する予定であることから、重点促進区域に設定することとする。

なお、富谷市は旧企業立地促進法第 10 条第 1 項の規定に基づく条例を制定しており、今後、当該区域においても緑地率等の緩和を行う。

【重点促進区域 4】

大郷町には高い技術力を有する企業が存在するものの、既存の工業団地は空き区画がなく、新たな事業を行うことが困難であり、町では当該区域を工場用地として活用する方針を決定していることから、重点促進区域として設定することとする。

なお、大郷町は今後、地域未来投資促進法第 9 条第 1 項の規定に基づく条例を制定し、当該区域において緑地率等の緩和を行う。

【重点促進区域 5】

当該区域は、廃校となった旧丸森町立丸森西中学校跡地に存在している。町内および周辺には高い技術力を有する企業が立地しており、今後それら地元・関連企業が廃校跡地を活用して、企業間や大学等との連携など、新たな事業の展開も期待されていることから、重点促進区域に設定することとする。

なお、丸森町は旧企業立地促進法第 10 条第 1 項の規定に基づく条例を制定しており、今後、当該区域においても緑地率等の緩和を行う。

【重点促進区域 6】

当該区域は、基幹産業の支援や周辺に新たな産業拠点を形成することで企業誘致の促進や振興が期待される（仮称）白石中央スマートインターチェンジ整備箇所の隣接地であり、地域経済牽引事業の拠点となり得る地域であることから、重点促進地域に設定することとする。

ただし、本区域は農用地区域を含んでいるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用調整の方針を記載する。白石市には未利用地は存在せず（令和 3 年度工場適地調査）、インターチェンジの開設に伴い集積が期待される地域牽引事業を展開できる余地のある区域は当該区域以外に存在しないため、当該区域において必要最小限度の農地活用を行う。

なお、白石市は旧企業立地促進法第 10 条第 1 項の規定に基づく条例を制定しており、今後、当該区域においても緑地率等の緩和を行う。

【重点促進区域 7】

当該区域は、航空機関連の地元企業の隣接地であり、同企業や関連企業、大学等との連携により地域経済牽引事業の拠点となり得る地域であることから、重点促進区域に設定することにする。

ただし、本区域は農用地区域を含んでいるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用調整の方針を記載する。美里町には未利用地は存在せず（平成 28 年度工場適地調査）、大半が農地となっており、地域の特性を活用しながら航空機関連の事業を展開できる余地のある区域は当該区域以外に存在しない。また、美里町以外の促進区域内において未利用地となっている農村産業法に基づく産業導入地区などの重点促進区域については、地域の特性を活用しながら他の県内企業の牽引役となる航空機関連の企業が周辺に存在しないため、当該区域において必要最小限度の農地活用を行う。

なお、美里町は旧企業立地促進法第 10 条第 1 項の規定に基づく条例を制定しており、今後、当該区域においても緑地率等の緩和を行う。

（3）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

設定する区域は、平成 29 年 10 月 1 日現在における地番により、別表のとおり定める。

なお、適用にあたっては、県及び市町村の環境部局等との調整を行う。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（1）地域の特性及びその活用戦略

①【地域の特性】コンパクトカーの生産拠点である完成車組立工場や県内各地の多様な部品供給メーカーの集積

【活用戦略】成長ものづくり（自動車関連産業）

②【地域の特性】半導体製造装置の大規模製造工場や多様な電子部品製造業の集積

【活用戦略】成長ものづくり（高度電子機械産業）

③【地域の特性】電子部品・自動車部品製造の産業集積

【活用戦略】成長ものづくり（医療・健康関連産業）

④【地域の特性】電子部品・自動車部品製造の産業集積

【活用戦略】成長ものづくり（環境関連産業）

⑤【地域の特性】電子部品・自動車部品製造の産業集積

【活用戦略】成長ものづくり（航空宇宙関連産業）

⑥【地域の特性】県内造船企業の高い漁船製造・修理技術

【活用戦略】成長ものづくり（船舶関連産業）

⑦【地域の特性】地場の食品加工工場の産業集積

【活用戦略】成長ものづくり（食品製造業）

⑧【地域の特性】県内における道路網等の交通インフラ

【活用戦略】 成長ものづくり（物流関連産業）

（２）選定の理由

- ① **【地域の特性】** コンパクトカーの生産拠点である完成車組立工場や県内各地の多様な部品供給メーカーの集積

【活用戦略】 成長ものづくり（自動車関連産業）

本県では、平成 18 年に「宮城県自動車産業振興協議会」を設立し（平成 29 年 9 月末現在の会員数 589 社・団体）、自動車関連産業の集積・振興に向けた取組を行っている。このなか、平成 23 年に完成車組立工場が大衡村に立地したことにより、県内各地に関連の自動車部品製造工場の立地が進んでいる。平成 26 年の本県における輸送用機械器具製造業の付加価値額は 770 億円（製造業の 6.8%、東北 2 位）となっており、平成 22 年から 329 億円（74.6%）増加している。また、平成 26 年の製造品出荷額は、3,660 億円（製造業の 9.2%、東北 2 位）となっており、平成 22 年から 1,885 億円（106.2%）増加している。大衡村に立地する完成車組立メーカーは、東北を国内生産の第 3 の拠点と位置付けており、鋳造部品やプレス部品をはじめ 1 次、2 次の部品メーカーの拠点は東北において 5 年間で 1.4 倍に増えるなど、生産を東北で完結する体制を構築する動きが加速している。このため、今後は、完成車組立工場を中心としたコンパクトカーの一大生産拠点として、更なる成長が期待されている。また、次代を担う高度運転支援や自動運転技術、電気自動車等には、センサーをはじめとした関連部品やソフトウェアといった幅広い技術が求められ、経済全体に対する波及効果が極めて高い産業分野であることから、この分野の成長を目指す。

- ② **【地域の特性】** 半導体製造装置の大規模製造工場や多様な電子部品製造業の集積

【活用戦略】 成長ものづくり（高度電子機械産業）

本県では、平成 20 年に「みやぎ高度電子機械産業振興協議会」を設立し（平成 29 年 10 月 17 日現在の会員数 418 社・団体）、高度電子機械産業の集積・振興に向けた取組を行っている。平成 26 年の本県における付加価値額については、電子部品・デバイス・電子回路製造業では 2,885 億円（製造業の 25.3%）で全国 3 位、東北 1 位となっており、大崎市に立地するメーカーがパソコン・タブレット端末や白物家電向けのセンサ、スイッチを生産しているほか、仙台市に立地するメーカーが携帯端末向けの高周波フィルターを生産するなど産業集積が進んでいる。

また、生産用機械器具製造業の付加価値額は 669 億円（製造業の 5.9%、東北 2 位）となっており、大和町に大規模半導体製造装置製造工場を有する大手メーカーが地域の「知」の拠点である東北大学と連携しているほか、地域企業による参入も実現しており、今後、更なるサプライチェーンの構築を目指す。

電機機械器具製造業の付加価値額は 553 億円（製造業の 4.9%、東北 2 位）となっており、白石市に立地するメーカーが磁気カードやコイル等を生産している。

様々な用途への活用が期待されている 3D プリンター等の新技術については、東北大学の金属材料研究所の存在など高い技術力の蓄積があることから、今後更なる開発・研究の発展や関連業種の成長が有望であり、経済全体に対する波及効果も極めて高く、この分野

の成長を目指す。

③【地域の特性】電子部品・自動車部品製造の産業集積

【活用戦略】成長ものづくり（医療・健康関連産業）

本県の医療・健康関連産業は、医薬品が 18 事業所で生産額 242 億円、医療機器が 12 事業所で生産額 180 億円となっており、それぞれの生産額は平成 22 年から 63.4%、68.7% 増加しており、本県における成長産業となっている（平成 27 年薬事工業生産動態統計調査）。

医療機器の製造には、多種多様な部品が求められるとともに、それぞれに高水準の加工技術が求められるが、平成 26 年の本県における付加価値額については、輸送用機械器具製造業では 770 億円（製造業の 6.8%、東北 2 位）、電子部品・デバイス・電子回路製造業では 2,885 億円（製造業の 25.3%、東北 1 位）、電気機械器具製造業では 553 億円（製造業の 4.9%、東北 2 位）となっている。小型精密部品の加工などにおいて、医療機器製造への活用が可能な高度な技術を有する電子部品・自動車部品製造企業が集積しており、大和町に立地するメーカーが心電図検査に不可欠な電極の生産を行っているほか、大郷町に立地するメーカーが精密加工の技術を活かして検眼機器等の生産を行っている。

医療機器分野は、参入障壁が高いものの、世界市場は毎年約 7%の持続的な成長が見込まれ、品目数も約 30 万品目と多岐に渡るなど産業としての広がりが期待できるとともに、景気動向に左右されにくい安定的な市場として有望視されている。また、当該産業の成長は、産学連携の拡大、それに伴う地域活性化にもたらす波及効果も大きいことから、この分野の成長を目指す。

④【地域の特性】電子部品・自動車部品製造の産業集積

【活用戦略】成長ものづくり（環境関連産業）

平成 26 年の本県における付加価値額については、輸送用機械器具製造業では 770 億円（製造業の 6.8%、東北 2 位）、電子部品・デバイス・電子回路製造業では 2,885 億円（製造業の 25.3%、東北 1 位）、電気機械器具製造業では 553 億円（製造業の 4.9%、東北 2 位）となっており、ニッケル水素・リチウムイオンの二次電池製造や、薄膜太陽電池をはじめとする太陽光発電パネル製造に高い技術を有する蓄電・発電デバイスメーカーが立地している。

地球環境の負荷軽減や省エネルギー社会の実現に対する関心は年々高まっており、特にリチウムイオン電池の世界市場は平成 31 年に 3 兆 2,301 万円まで増加するとの予測もある。本県においても大和町に立地するハイブリッド自動車・電気自動車用電池の製造メーカーが、次世代自動車に搭載するリチウムイオン電池の生産拡大のため、第 4 工場の稼働を目指しているほか、高性能リチウムイオン電池の実用化を目的とした東北大学発のベンチャー企業が設立されるなど成長産業となっている。こういった中、県内企業におけるリチウムイオン電池を活用した応用製品が創出されてきており（平成 28 年 2 件）、県内での地域一貫体制の構築を目指す。県内企業のリチウムイオン電池生産への参入については、白石市に立地するメーカーがセルパックを生産しているほか、仙台市に立地するメーカーがリチウムイオンセル評価装置や電解液注入装置を生産している。

さらに、平成 29 年 3 月には、燃料電池自動車（F C V）に水素を供給する商用水素ステーションが東北で初めて開所するなど、今後、水素エネルギー関連産業の発展が期待でき、自動車関連産業等の成長との相乗効果も見込まれることから、この分野の成長を目指す。

⑤【地域の特性】電子部品・自動車部品製造の産業集積

【活用戦略】成長ものづくり（航空宇宙関連産業）

平成 26 年の本県における付加価値額については、輸送用機械器具製造業では 770 億円（製造業の 6.8%、東北 2 位）、電子部品・デバイス・電子回路製造業では 2,885 億円（製造業の 25.3%、東北 1 位）、電気機械器具製造業では 553 億円（製造業の 4.9%、東北 2 位）、金属製品製造業では 582 億円（製造業の 5.1%、東北 2 位）となっている。精密微細切削加工や自動化設備製造技術をはじめ、航空宇宙関連産業に必要な金属機械製造や精密機械製造、部品加工技術に強みを持つ電子部品・自動車部品製造の企業が集積しており、名取市においては、溶接、熱処理、放電加工等の特殊工程に高い技術力を有するメーカーがエンジン部品を生産しているほか、丸森町に立地する金属部品メーカーが精密機械部品の生産を行っており、平成 29 年 9 月に本社を関東から町内に移転した。

航空機市場は、新興国需要の増加等により平成 40 年以降は市場規模 30 兆円を超えるとの予測もあり、今後成長が期待される産業である。県内では中小企業により航空機産業への参入を目指す共同受注体「エアーズみやぎ」が結成されており、大手航空機・部品メーカー等との取引により、平成 28 年には売上高が 2 億 1,000 万円に上った。

岩沼市には空港に隣接する国内有数の工業団地も存在し、地域の強みである産業集積を活かすことで産業の発展を加速化できることから、この分野の成長を目指す。

⑥【地域の特性】県内造船企業の高い漁船製造・修理技術

【活用戦略】成長ものづくり（船舶関連産業）

沿岸部においては国内有数の漁獲高を誇る漁港が集積しており、高い漁船製造・修理技術を有する企業が立地している。本県の船舶関連産業は、平成 24 年と平成 26 年の工業統計を比較すると、事業所数が 5.6%、従業者数が 5.0%、製造品出荷額が 12.0%増加しており、成長産業となっている。東日本大震災による造船企業の施設設備への被害は甚大であったが、地域の造船事業者の出資・合併によって、造船機能の回復・継続、幅広い関連産業とともに地元の雇用拡大・知識集約を目的とした企業が気仙沼市、石巻市、南三陸町に設立されており、最新・最先端の施設による造船事業が進んでいる。気仙沼市で建設中の造船所においては、国内ではこれまで 2 カ所しか導入されていないシップリフト方式の揚陸施設が採用され、津波被害を受けにくい防潮堤内で作業が可能となる予定であり、大型マグロ船の建造を復活させるとともに、漁船技術を活用し、その他の作業船の製造や海洋インフラの整備への事業展開も検討されている。また、石巻市においては、巻き網船に搭載される小型のアルミ製漁船製造で国内シェアの 8 割を占める企業や、漁船製造にとどまらず官公庁船、貨物船、客船・フェリー、特殊船に至るまで幅広い船種の造船技術を有する東北最大級の造船所が立地している。今後は大型客船、貨物船、調査船、資源運搬船など漁船以外の製造・修理、部品供給に技術の応用が期待できることから、この分野の成

長を目指す。

⑦【地域の特性】地場の食品加工工場の産業集積

【活用戦略】成長ものづくり（食品製造業）

平成30年における食品製造業の付加価値額は1,784億円であり（製造業の14%、東北1位）、本県の基幹産業の一つである。沿岸部においては国内有数の漁獲高を誇る漁港が集積していることから、水産加工を中心とした企業が集積している。また、肥沃な沖積平野が広がる米どころであり、畜産や園芸も盛んで内陸部でも、食品加工の企業が立地している。

また近年では、県産品を加工する企業だけでなく、長年宮城県の基幹産業として操業してきた技術力のある地場の食品加工工場との取引や人材の確保を求め、県外からの食品加工工場の新規進出も決定しており、県内外の産品を用いた食品加工の企業の立地が進んでいる。このことから食品製造業は震災からの復興を牽引するにとどまらず、今後も継続した成長が見込まれる。

食品製造業の成長は当該産業の活性化のみならず、県産品の活用を通じて農林水産業の発展にも寄与し、それに伴う地域経済への波及効果も期待できることから、この分野の成長を目指す。

⑧【地域の特性】県内における道路網等の交通インフラ

【活用戦略】成長ものづくり（物流関連産業）

宮城県は東北の中心に位置し、県内を南北に縦断する東北自動車道からは山形自動車道が結節している。また、仙台都市圏を仙台北部・東部・南部道路と東北自動車道により仙台都市圏高速環状ネットワークを整備しており、関東圏へのアクセスも確保されていることから、東北の物流の中心となっている。令和2年度には県内の三陸自動車道の全線が開通し、沿岸部においても物流の利便性が向上した。令和3年度には栗原市と登米市を結びみやぎ県北高速幹線道路が全線開通予定であり、県内の更なる交通網の充実が図られる。

東北唯一の国際拠点港湾である仙台塩釜港は国際コンテナ定期航路を持つほか、東京港・横浜港などとの国際フィーダー航路も充実しており東北地方の国際物流拠点として重要な役割を果たしている。

宮城県は製造業の誘致に力を入れており、様々な取組により製造業が発展し、県内総生産は直近5年間（平成26年～平成30年）で6.7%増加していることから、それに伴う県内の物流の需要は高まっている。また、ドライバーの労働環境改善の観点からこれまでの長距離輸送が困難になり、新たな中継地点となる物流拠点の整備が急がれており、東北の中心地である宮城県は関東圏と東北の中継地点として、物流関連産業の今後の成長が見込まれる。

物流関連産業はものづくり産業と密接不可分な関係であり、当該産業の活性化はものづ

くり産業の振興に資することから、この分野の成長を目指す。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載した地域の特性を活かして、ものづくり産業を支援していくためには、地域のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業環境の整備の方針としては、地域企業の設備投資を促進するために税制優遇を創設することや、既に本地域に存在する公的研究機関の充実を図ることとしたい。

(2) 制度の整備に関する事項

- ①本地域内において活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、一部の市町において固定資産税の減免措置に関する条例を制定する。
- ②一部の市町において工場立地法に基づく緑地率等の緩和条例を制定する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①産業用地情報の逐次開示

地域の産業情報について、インターネットで公表するなど、必要な人が必要なときに容易に閲覧できる環境を整備する。

②公設試験場が有する分析・解析結果、技術情報の情報提供

地域企業の技術力向上のために、開示できる情報に関しては、地域企業のニーズに沿って積極的に情報提供していく。

- ③上記を進めるにあたり、個人情報保護条例の整備等により、個人情報保護を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

宮城県経済商工観光部産業立地推進課及び市町村の産業振興担当部局において、事業者の抱える課題解決のための相談を受け付ける。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、事案の性質に応じ、必要な場合は知事や関係市町村にも相談の上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

- ①企業ニーズを把握しながら、民間事業者と連携して新たな工業団地の造成や工場適地について随時検討を進める（市町村）。
- ②民間事業者と連携して貸倉庫等の物流施設、附帯関連施設の整備を促進する（市町村）。
- ③産業人材の体系的な育成体制の構築を目的とする人材育成プログラムの情報共有、協議・調整の場として、「みやぎ産業人材育成プラットフォーム」を運営していく（大学・県・市町村・商工団体）。
- ④地域の産業界、行政、教育機関が連携し、長期間の実習や企業技術者による授業支援

など、将来の地域産業を担うスペシャリストの育成と専門教育の充実を図る（高校・県）。

⑤交通の円滑化を図るために県道・市町村道を改良整備する（県・市町村）。

⑥投下固定資産額等に応じて企業立地奨励金を交付する（県・市町村）。

（６）実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度	平成 30 年度 ～令和 4 年度	令和 5 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
① 固定資産税の減免条例	12 月議会・2 月議会 条例提案	運用	運用
② 工場立地法の緩和条例	12 月議会・2 月議会 条例提案	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
① 産業用地情報の逐次開示等	随時	随時	随時
② 公設試験場の情報提供	随時	随時	随時
③ 個人情報保護	随時	随時	随時
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
県・市町村担当部局による相談	随時	随時	随時
【その他】			
①団地造成	随時	随時	随時
②貸倉庫整備	随時	随時	随時
③④人材育成	随時	随時	随時
⑤県道・市町村道の整備	随時	随時	随時
⑥企業立地奨励金	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

（１）支援の事業の方向性

県内企業の基盤技術の高度化及び高度技術の導入に向けて、東北大学との連携促進や、KC みやぎ推進ネットワークでの技術相談への対応により、優れた学術研究機関の支援・連携を進める。また、中小企業の経営体質を強化し、事業・取引拡大の機会を提供するため、

公益財団法人みやぎ産業振興機構など産業支援機関と連携して総合的な支援を進める。経営体質の強化については、窓口相談、専門家の派遣、補助・融資などの支援により経営の革新を図るとともに、事業・取引拡大の機会提供については、起業家育成やビジネスプランの構築支援のほか、個別取引あっせんや広域取引商談会の実施等により販路拡大やマーケティングの支援を進める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①宮城県産業技術総合センター

地域のものづくり企業のニーズに対応した基盤技術の高度化支援や、実用化支援及び知的財産権を活用した分野の技術的支援の強化を図り、電子・情報分野、材料・加工・分析分野、食品・バイオ分野及び工業デザイン分野を中心とした様々な分野において、各種支援に取り組む。

②県と「基盤技術高度化支援に係る相互協力協定」を締結した大学、高専等の23機関

ワンストップ体制による技術相談、Webサイトによる開放機器の情報提供、訪問支援、技術研究会の運営等地域企業のリアルニーズに対応した技術支援を行うことにより、ものづくり基盤技術の高度化を推進する。

③東北大学

産学連携機構によりワンストップ体制のもと、民間企業との研究開発支援や研究成果活用支援を効率的・効果的に行っており、また、次世代半導体の国際的な研究開発拠点である国際集積エレクトロニクスセンターにおいて、国内外の企業との共同研究が進められている。これら東北大学が進める産学官連携の取組みにおいて、すでに県内企業が参画しており、今後、なお一層の参画が期待されることから、これらを積極的に支援し、事業高度化を図る。

④公益財団法人みやぎ産業振興機構

次世代シーズの発掘と産学連携マッチングの実施、産学共同研究会の活動を支援することなどにより、中小企業の産学官連携による研究開発や技術革新を図る。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

促進区域においては、人口、産業の都市への集中に対応し、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現を目指した宮城県環境基本計画の基本理念に基づき、適切な環境対策の実施など、積極的に公害の防止、自然環境の保全等に努めている。

今後、当地域における産業の集積に対応して、総合的かつ計画的な環境保全に関する対策を講じるとともに、エネルギーの効率的利用や地産地消、廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）及び適正処理による環境への負荷の低減や、自然との共生に努める。加えて、その土地がもつ固有の歴史的・文化的な景観についても十分配慮する。また、関係法令等に基づく所定の手続を行うとともに、新たな工業団地の整備など開発行為に伴い住民との合意形成が必要な場合には、環境保全について説明会などを開催することにより、住民の理解を得ていく。

なお、宮城県環境白書を作成・公表することにより、県民や事業者が環境問題の現状に

対する理解と認識を深めるとともに、自主的な環境保全活動や創造に資する活動等の実践や、県等が講じた環境施策の進行状況の県民等による確認が可能となるよう努めている。

① 公害の防止

産業が集積する地域における大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の環境汚染の未然防止や騒音、振動、悪臭等の生活型公害が生じないように、関係法令等に基づく立入検査等の監視指導を行うとともに、必要に応じ環境保全や公害防止に向けた協定を締結し、規制基準遵守等の徹底を図る。地盤沈下対策についても、新たな地盤沈下が発生しないよう、関係法令に基づき、地下水揚水量の削減等、適正な利用を指導する。

② エネルギーの効率的利用と地産地消

環境負荷の少ない持続可能な地域社会を構築するために、県民や事業者の環境に配慮した行動・活動の実践を促す意識啓発活動を進めるとともに、環境保全への配慮とエネルギーの安定供給との調和を図りながら、温室効果ガス排出の抑制に向け省エネルギーや再生可能エネルギー等の導入及びエネルギーの地産地消に向けた取組を促進する。

③ 廃棄物の 3R 及び適正処理

廃棄物については、宮城県循環型社会形成推進計画に基づき 3R 及び適正処理を推進する。特に産業廃棄物については、企業に対する環境産業コーディネーターの派遣、施設整備や研究開発等各種補助事業により 3R の取組を促進するとともに、出前講座による事業者単位の普及啓発や産業廃棄物適正処理監視指導員による監視パトロールにより、事業者に対する指導・監督の徹底を図り、適正処理を確保する。

④ 自然環境の保全

市街地等においては、都市公園の整備や道路の緑化を推進するほか、鳥獣保護区、県自然環境保全地区、国内希少野生動植物種の生息・生育域等については、多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少種が確認された場合には、専門家の意見を聴く等して、良好な自然環境の保全に努める。また、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、予め地方環境事務所と調整し、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

⑤ 文化財の保護

史跡・名勝・天然記念物の指定地域については、その保護に努めることとし、埋蔵文化財についてはその保存に努める等、文化財保護法の趣旨に基づき文化財の保護に細心の配慮をする。あわせて、その土地が持つ固有の歴史的・文化的な景観の保全にも努める。

(2) 安全な住民生活の保全

企業立地を通じた地域産業の振興に当たり、県及び市町村は、事業者及び地域住民と連携・協働し、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保に万全を期すため、安全・安心活動センター等の地域活動拠点を整備するなどの必要な措置を講じ、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するための取組を推進する。

具体的には、下記の事項に取り組む。

① 防犯カメラ、照明等防犯設備の整備

② 道路、公園、工場等における防犯に配慮した施設の整備・管理

- ③ 地域住民等が行う防犯ボランティア活動への積極的な参加・協力
- ④ 従業員を対象とした法令遵守及び被害防止を目的とした安全教室等の開催
- ⑤ 不法就労等を防止するための必要な措置
- ⑥ 安全・安心活動センター等地域活動拠点の整備
- ⑦ 地域住民の意見を十分に把握した安全確保対策の推進
- ⑧ 犯罪や事故の発生時における警察への連絡体制の整備及び捜査への協力

(3) その他

地域経済牽引事業の促進に当たっては、県、市町村、地域経済牽引支援機関、事業者がそれぞれの役割を認識し、相互に連携しながら推進することとし、毎年、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しを行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 白石市

①総論

(農用地の範囲)

白石市の重点促進区域の区域内においては、次のとおり農用地が存在しているため、地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【重点促進地域：大平中目字南田、大平中目字西田、大平中目字六反町・斎川字中斎川地区】

大平中目字西田

49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89-1、89-2、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、106、107、108、109、110、111、112-1、112-2、113-1、113-5、113-6、113113-7、113-8、114-1、116-1、117-1、118、119、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、137、138、139、140-1、140-2、141、142、143、144、145、160-1、161-1、162-1、163-1、164-1、165-1、166、167-1、168-1、169-1、170-1、171-1、172-1、173、174、175、176-1、176-2、177-1、177-2、178-1、178-4、178-6、178-7、178-8、179-1、180-1、180-2、180-3、181-1、181-2、181-4、181-5、182-1、183、184、185、190、191、192、193、195、197、198-1、198-2、199、212、214、215、216、217、218、219、220、221、222、223、224、225、226、227、232、233-1、233-2、234、235-1、235-2、236

大平中目字南田

13、14、15、16、17、18、19-1、19-2、20、21、22、23、24-1、24-2、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38-1、38-2、39、40、41、42、43、44、45、46-1、46-5、46-6、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、83、84、85、86、87、88-1、88-2、89-1、89-2、90、91-1、91-2、92-1、92-2、93-1、110-1、110-4、111-1、112-1、113-1、113-2、114、115、116、137、138、140、141、143、146、147、148、149、150、

152、153

大平中目字六反町

34-2、35-1、35-3、35-4、41-1

大平中目字穀台

38-3

大平中目字四反田

10-2、18-5、18-6

斎川字中斎川

10、11、12-1、12-4、12-5、12-6、13-1、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46-1、46-2、47、48、49、50-1、176、177、179、188、189、190、191-1、193、195、197

斎川字楚利田

5-1

（地区内における公共施設整備の状況）

大平中目字南田、斎川字中斎川地区においては、令和2年10月に（仮称）白石中央スマートインターチェンジの新規事業化が公表され、国道4号に接続する（仮称）白石中央工業団地線とともに、令和7年度の供用開始に向け、整備促進している。

スマートIC整備に伴い、（仮称）白石中央スマートインターチェンジ周辺整備基本計画を策定し、道の駅、スポーツレクリエーション拠点整備を計画し、道路及び水道等のインフラ整備について、着実に推進されている状況にある。

（地区内の遊休地等の状況）

白石市には未利用地は存在せず（令和3年度工場適地調査）、が農地となっている。

（他計画との調和等）

当該区域は、基幹産業の支援や周辺に新たな産業拠点を形成することで企業誘致の促進や振興が期待される（仮称）白石中央スマートインターチェンジ整備箇所の隣接地であり、地域経済牽引事業の拠点となり得る地域であることから、重点促進地域に設定することとする。

令和3年4月策定した第6次白石市総合計画においては、「スマートインターチェンジの整備とともに新たな工業団地を整備し、企業立地環境の充実や積極的なPRとなる企業誘致を推進します」と位置づけ、既存企業の支援及び新規企業誘致による働く場の創出を重点戦略としている。また、令和3年3月策定した白石市まち・ひと・しごと創生「第2期総合戦略」においては、基本目標1魅力あふれるしごとと賑わいを創るに、企業支援・新規企業誘致による働く場の創出を掲げて事業に取り組んでいる。

さらに、白石農業振興地域整備計画においては、既存の基盤整備事業受益地を中心として農地の確保・保全に努めることとしている一方、「都市的利用は、農業的利用と調和を図るが、工業団地の整備等農家の安定就業の促進や、担い手の確保に繋がる場合には必要に応じ農業的利用から都市的利用の転換もやむをえないものとする」と位置づけている。

この地域経済牽引事業の実施は、白石市の工業団地を整備し、新規企業誘致による働く場の創出のためには、欠かせないものであり、上記計画に合致したものである。

白石市には、重点促進地域が未設置（未利用地は存在せず、大半が農地）となっており、新規企業誘致を展開するためには、高速交通網整備による結節点となる当該区域の設定が必要となることから、農地活用を行い、当該区域において土地利用調整を行うものである。

なお、白石農業振興地域整備計画においては、「農業的土地利用と都市的土地利用を明確にし、農業環境と商業・工業等生産環境、生活環境の調和のとれた、かつ、長期的展望に基づいた効果的・計画的利用を推進する必要がある」、とされており、地域経済牽引事業の実施にあたっては関係部局と十分調整を行い、当該農業振興地域整備計画との調和を図ることとする。

②土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。

やむを得ず土地利用調整区域に農用地を含める場合においては、市町村が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

i. 農用地区域外での開発を優先すること

重点促進区域の全域が農用地区域であり、大半が農地であることから、やむを得ず農用地区域内を開発する場合はまず小規模で生産力の低い土地等の利活用を検討する。

ii. 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

白石市の集団的農地にやむを得ず土地利用調整区域を設定する場合においては、集団的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるほか、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生ずることがないなど、集団的農地の効率的な利用について考慮することとする。また、土地改良事業の受益地となる可能性のある農用地を土地利用調整区域に含める場合においては、当該事業の担当部局と調整を行うこととする。

iii. 面積規模が最小限であること

白石市の農用地において、やむを得ず地域経済牽引事業に供する施設を整備する場合においては、個別の施設について計画する事業内容に基づき、立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

iv. 面的整備を実施した地域を含めないこと

当該区域は、大区画ほ場整備事業の工事が完了してから、8年以上が経過している。

v. 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

白石市においては、農地中間管理機構の関連事業が実施されている。具体的には以下のとおりとする。

- ・当該事業の対象農地については、同機構の管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと。
- ・管理権の満了後も上記 i から iii までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこと。

- ・農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先すること

③市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

該当なし。

（２）美里町

①総論

（農用地の範囲）

美里町の重点促進区域の区域内においては、次のとおり農用地が存在しているため、地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【重点促進区域：関根字堤筒地区】

（農用地） 美里町関根字堤筒 19 番、20 番、22 番、23 番、24 番、25 番、26 番、27 番、28 番、29 番、30 番、31 番及び 33 番 1

（地区内における公共施設整備の状況）

関根字堤筒地区においては、近隣に小学校や地域の交流センターが整備されており、道路、電気、水道等のインフラは整っていることから、新たに公共施設整備を行う必要はない。

（地区内の遊休地等の状況）

美里町には未利用地は存在せず（平成 28 年度工場適地調査）、大半が農地となっている。また、町の山林原野の開発により外縁的な拡大も見込めない状態である。

（他計画との調和等）

当該区域は、航空機関連の地元企業の隣接地であり、同企業や関連企業、大学等との連携により地域経済牽引事業の拠点となり得る地域であることから、重点促進区域に設定することにする。

美里町農業振興整備計画においては、優良農地を可能な限り保持することとしている一方、「兼業農家や委託農家の就業の場として積極的に企業の導入を推進し、雇用機会を拡大し、安定就業及び地域経済の活性化を促進する」ことを目標に掲げている。航空機関連の地元企業は、美里町の中核となる企業であり、この地域経済牽引事業の実施は、美里町における雇用機会の拡大や安定就業、地域経済の活性化に資するものであり、上記目標と調和したものである。美里町には未利用地は存在せず（平成 28 年度工場適地調査）、大半が農地となっており、地域の特性を活用しながら航空機関連の事業を展開できる余地のある区域は当該区域以外に存在しないため、当該区域において必要最小限の農地活用を行うものである。また、美里町以外の促進区域内において未利用地となっている農村産業法に基づく産業導入地区農工団地などの重点促進区域については、地域の特性を活用しながら他の県内企業の牽引役となる航空機関連の企業が周辺に存在しないため、当該区域において土地利用調整を行うものである。なお、美里町農業振興地域整備計画においては、「住宅地をはじめとする生活環境の向上及び定住条件の整備のための道路敷、公共施設用地、産業生産基盤の整備、工場用地等の優良農地の効用を阻害することがないように配慮しながら、本地域の自然条件との調和を保ちつつ、地域開発諸法並びに各種振興施策に基づいた均衡

ある土地利用を図る」とされており、地域経済牽引事業の実施にあたっては関係部局と十分調整を行い、当該農業振興地域整備計画との調和を図ることとする。

②土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。

やむを得ず土地利用調整区域に農用地を含める場合においては、市町村が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

i. 農用地区域外での開発を優先すること

当該区域には農用地区域を含んでいるため、区域内に存在する遊休地を利活用するなど、当該農用地区域外での開発を優先する。

ii. 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

美里町の集团的農地にやむを得ず土地利用調整区域を設定する場合においては、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるほか、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じることがないなど、集团的農地の効率的な利用について考慮することとする。また、土地改良事業の受益地となる可能性のある農用地を土地利用調整区域に含める場合においては、当該事業の担当部局と調整を行うこととする。

iii. 面積規模が最小限であること

美里町の農用地において、やむを得ず地域経済牽引事業に供する施設を整備する場合においては、個別の施設について計画する事業内容に基づき、立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

iv. 面的整備を実施した地域を含めないこと

美里町においては、大区画は場整備事業の進捗率が約7割に達している。このため、当該事業の対象農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して、8年を経過しない間は土地利用調整区域に含めないこととし、8年を経過した後も上記iからiiiまでの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。また、今後面的整備を実施する区域についても、同様の取扱いとする。

v. 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

美里町においては、農地中間管理機構の関連事業が実施されている。具体的には以下のとおりとする。

- ・当該事業の対象農地については、同機構の管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと。
- ・管理権の満了後も上記iからiiiまでの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先すること

③市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項
該当なし。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第47号)附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針(以下「新基本方針」という。)に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画(以下「新基本計画」という。)を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

(新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。)